

## 保険販売資格をもつ募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、三菱UFJ銀行の担当者である保険販売資格をもつ募集人の権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

## 三菱UFJ銀行からのご説明事項

- 「あんしんねんきん介護R」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 「あんしんねんきん介護R」は東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「あんしんねんきん介護R」の引受保険会社である東京海上日動あんしん生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまにお伺いし、万が一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申し込みください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について  
●クーリング・オフ ●給付金額等が削減される場合 ●健康状態・職業等の告知義務 ●保険会社の責任開始期 等

※「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

（お問い合わせ、ご照会は）

募集代理店

 **MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

**0120-860-777**

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3等を除く）

<https://www.bk.mufg.jp>

（ご契約後のご照会は）

引受保険会社



**東京海上日動あんしん生命保険株式会社**

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>  
カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
（日曜・祝日・年末年始を除きます）

東京海上日動あんしん生命の

# あんしんねんきん介護R



TOKIO MARINE  
NICHIDO

## 介護年金保険

（無解約返戻金型）健康還付特別 付加〔無配当〕

2024年1月



あんしんセメエ

## 重要事項説明書 兼 商品パンフレット

募集代理店

 **MUFG** 三菱UFJ銀行

この保険の引受保険会社は東京海上日動あんしん生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行は東京海上日動あんしん生命保険株式会社の募集代理店です。

### ご契約前に必ずお読みください。

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

### ご注意くださいこと

「あんしんねんきん介護R」は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

引受保険会社



**東京海上日動あんしん生命**

# あんしんねんきん介護Rは、

“新しい介護年金保険のカタチ”をご提案します。

R  
リターン

所定の年齢までに払い込んだ保険料<sup>(※1)</sup>は、  
**✓ 健康還付給付金もしくは介護年金として  
 お受取りいただけます。**

「所定の年齢」は、被保険者のご契約年齢に応じて右記のとおりとなります。

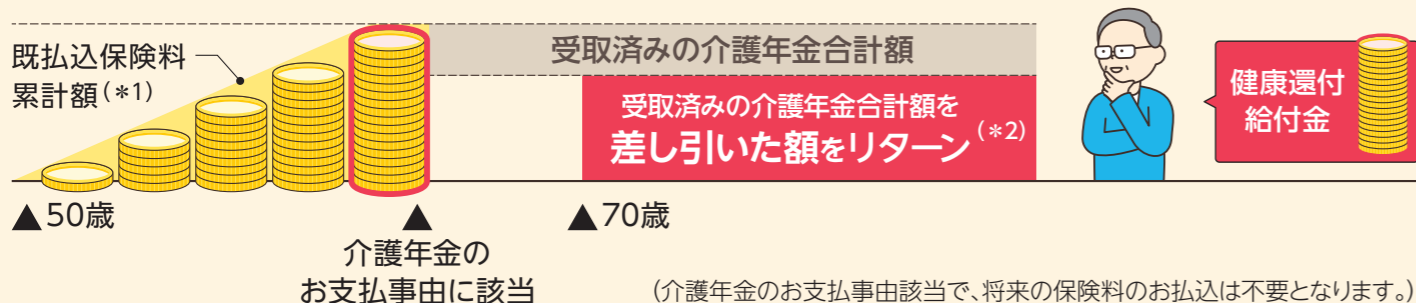
ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳

## ●所定の年齢までに介護年金のお受取りがない場合

(ご契約例) ご契約年齢: 50歳、健康還付給付金のお受取り対象年齢: 70歳



## ●所定の年齢までに介護年金のお受取りがあった場合



## ●所定の年齢になる前に死亡されたときも、払い込んだ保険料が戻ります<sup>(※3)</sup>。

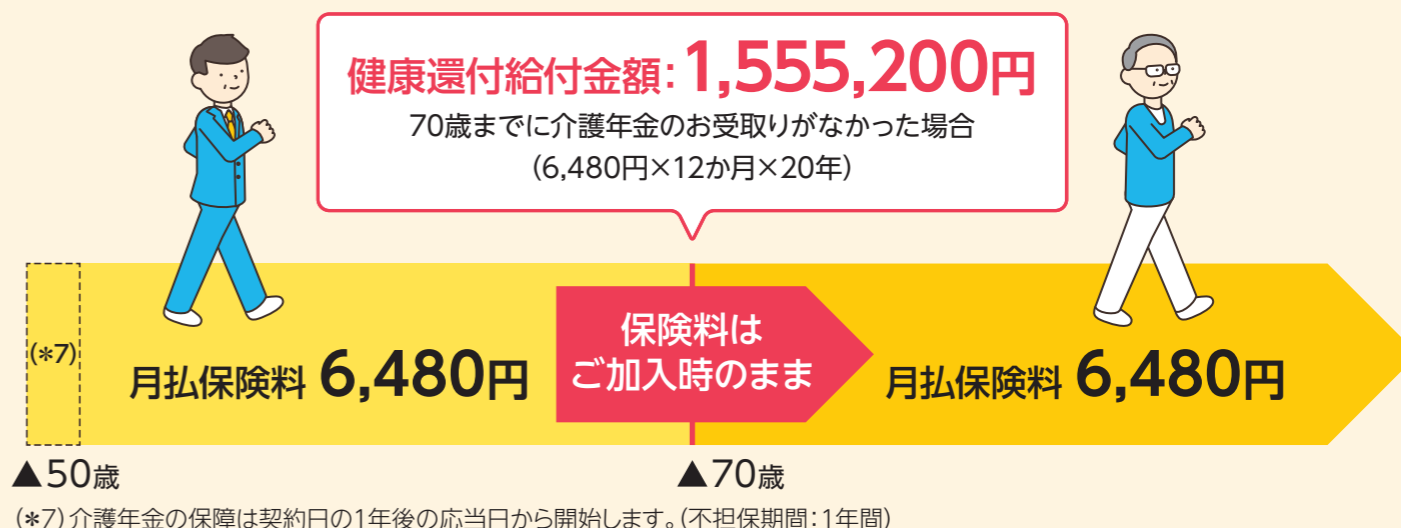
死亡される前に介護年金のお受取りがあった場合は、受取済みの介護年金合計額<sup>(※4)</sup>を差し引いた額をお受取りいただけます。

- (※1) 健康還付給付金支払日<sup>(※5)</sup>の前日までの既払込保険料相当額<sup>(※6)</sup>。ただし、健康還付給付金支払日<sup>(※5)</sup>の前日までに介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額<sup>(※6)</sup>。
- (※2) 被保険者が健康還付給付金支払日<sup>(※5)</sup>に生存されているとき。
- (※3) 被保険者が死亡された日までの既払込保険料相当額<sup>(※6)</sup>。ただし、被保険者が死亡される前に介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額<sup>(※6)</sup>。
- (※4) 最終回の介護年金とともに健康還付特則の返戻金<sup>(※4)</sup>が支払われる場合はその返戻金を含みます。
- (※5) 健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。
- (※6) 既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。

R  
リザーブ

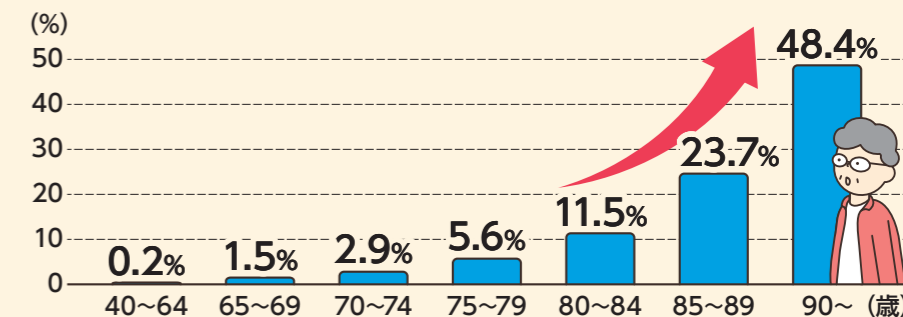
一生涯の介護保障を、  
 加入時のお手ごろな保険料でリザーブ(予約)できます!  
 健康還付給付金を受け取ったあとも、  
**✓ 保険料は加入時のままで変わりません。  
 ✓ 介護の保障は一生涯続きます。**

(ご契約例) : 50歳・男性 / 保険期間・保険料払込期間: 終身 / 年金の種類: 有期年金 / 年金支払期間: 10年 / 介護年金額: 30万円 / 口座振替扱 (2024年1月4日現在)



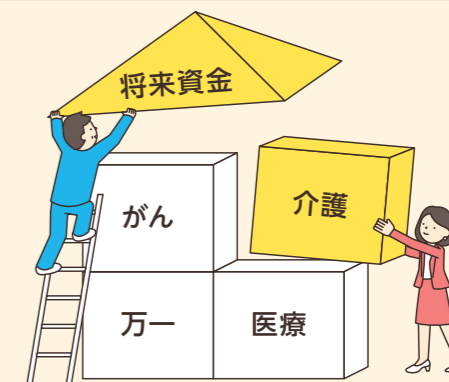
要介護2以上の人は  
 80代以上で  
 急増します。  
 「一生涯」の  
 介護保障があると  
 あんしんです。

## ●年代別人口に占める 要介護2以上の割合



出典: 厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」(令和4年9月審査分) / 総務省「人口推計(令和4年9月1日現在確定値)」より算出

「人生100年時代」を  
 あんしんして楽しむために。  
 2つの心配ごと、「介護」と「将来資金」に  
 対応できる保険です。





# 介護の保障が一生継続し、しかも使わなかった保険料が戻ってきます。

## ●お支払事由の概要

あんしんねんきん介護Rの特長

保障内容

主契約

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

### 介護年金

病気やケガにより、以下 ①または ②に該当したとき

- ① 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき
- ② 所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき

お支払事由について詳しくは [P.7](#)

年金支払期間・介護年金額はそれぞれ以下3タイプよりお選びいただけます(\*1)。

年金の種類 (年金支払期間)	5年有期年金	●●●●● 最大5回
	10年有期年金	●●●●●●●●●● 最大10回
	終身年金	●●●●●●●●●●●●●● 一生涯

5年                      10年

20万円

30万円

50万円

### 保険料払込みの免除

以下の状態となった場合は、将来の保険料のお払込みは不要です>(\*2)

- ① 介護年金のお支払事由に該当したとき
- ② 病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき。または、不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき

### 健康還付給付金

支払限度回数  
保険期間を通じて1回

または

### 死亡給付金

### 健康還付給付金

●健康還付給付金のお受取り対象年齢

ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳

健康還付給付金支払日(\*3)に生存されているとき

既払込保険料相当額 — 介護年金の合計額

この計算式の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金・死亡給付金のお支払いはありません。

詳しくは [P.12](#)

健康還付給付金支払日(\*3)の前日までに死亡されたとき

## ニーズに合わせて 特約もプラス できます

+

**認知症一時金特約**

詳しくは [P.5](#)

**介護一時金特約**

詳しくは [P.6](#)

責任開始期・不担保期間・保障内容について、  
P.10～の契約概要を必ずご確認ください。

(\*1) 有期年金の場合、年金支払期間が満了したときはご契約は消滅します。ただし認知症一時金特約が付加されたご契約で、認知症一時金のお支払いがない場合を除きます。

(\*2) 主契約の保険料のお払込みが不要となった場合、特約の保険料のお払込みも不要となります。

(\*3) 被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

**健康還付給付金・死亡給付金の対象となる保険料について**  
健康還付給付金・死亡給付金の対象となる既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

⚠

- 健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申し込みいただける代わりに、介護年金・一時金の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)ただし、死亡給付金は保険期間の始期から保障を開始します。
- この保険にご加入いただいた場合でも、責任開始期前の病気やケガを原因として介護年金・一時金のお支払事由に該当した場合には、介護年金・一時金をお支払いできません。
- 上記にかかわらず、責任開始期前に告知の対象とならない病気を発病していた場合、責任開始期からその日を含めて2年経過後にその病気の合併症を発症し、お支払事由に該当したときは、年金・一時金のお支払対象となります。
- 責任開始期前に病気またはケガが生じていた場合でも、介護年金・一時金のお支払事由の原因となった責任開始期以後の病気との因果関係が認められないとき等は、介護年金・一時金のお支払対象となります。
- 法令により、お客さまの勤務先などによっては、ご加入いただけない場合や加入ができる年金額・一時金額が制限される場合があります。
- ご加入時の年齢やご職業、既にご契約されている保険との通算等により、お引受けできない場合もあります。

あんしんねんきん介護Rの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

あんしんねんきん介護Rの特長

保障内容

主契約

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

オプション 「認知症」の保障を準備しておきたい方におすすめ！

# 認知症一時金特約

## 保障内容

認知症や軽度認知障害(MCI)と診断確定されたとき、一時金をお受取りいただけます。

### ●認知症一時金額：100万円の場合

お支払事由	お支払いする一時金
病気やケガにより初めて軽度認知障害(MCI)と診断確定されたとき	軽度認知障害一時金 認知症一時金額の10% <b>10万円</b>
軽度認知障害一時金をお受取り後に、病気やケガにより初めて認知症と診断確定されたとき	認知症一時金 認知症一時金額の90% <b>90万円</b>
軽度認知障害一時金のお受取りがなく、病気やケガにより初めて認知症と診断確定されたとき	軽度認知障害一時金・認知症一時金 認知症一時金額の100% <b>100万円</b>

軽度認知障害一時金と認知症一時金の支払限度回数  
保険期間を通じてそれぞれ1回

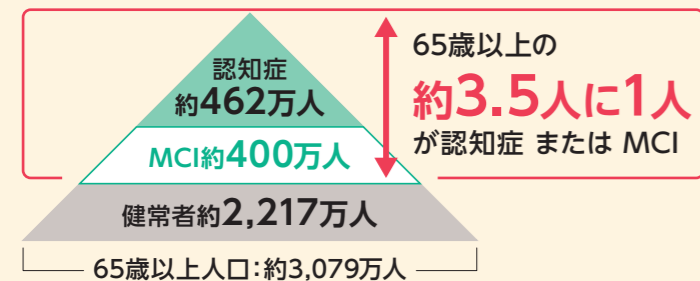
- 認知症一時金額は20～200万円(10万円単位)で設定できます。認知症一時金特約と介護一時金特約は、それぞれの特約の一時金額を通算して200万円までご加入いただけます。
- 主契約が有期年金の場合、主契約の年金支払期間が満了したときであっても、認知症一時金のお支払いがないときは、この特約は消滅せず、終身にわたって保障が継続します。

- 対象となる軽度認知障害(MCI)・認知症は、それぞれ以下のとおりです。
- |             |  |
|-------------|--|
| 軽度認知障害(MCI) | 日常生活動作は自立しているものの、認知機能が低下し、認知機能領域の障害が認められる約款所定の軽度認知障害をいいます。         |
| 認知症         | 脳内に後天的におこった器質的な病変または損傷により、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した約款所定の器質性認知症をいいます。 |

## 軽度認知障害(MCI)とは？

軽度認知障害(MCI)は、健常者と認知症の中間にあたり、物忘れはありますが、日常生活に支障はない状態です。

### ●認知症高齢者の状況(2012年推計)

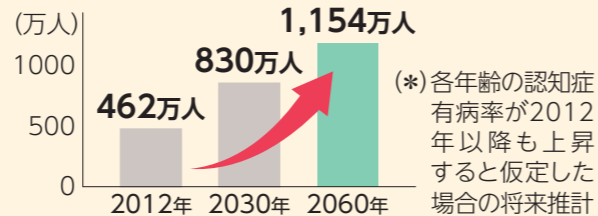


出典：厚生労働省 第115回社会保障審議会介護給付費分科会資料「認知症施策の現状について」

## 認知症有病者数

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」では、65歳以上で認知症になる人は、2030年には830万人、2060年には1,154万人に年々増加すると推計されています。

### ●認知症患者数の将来推計(\*)



出典：内閣府「平成29年版高齢社会白書」をもとに東京海上日動あんしん生命にて作成

健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申し込みいただける代わりに、特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)

オプション 介護の初期費用にそなえたい方におすすめ！

# 介護一時金特約

## 保障内容

介護が必要な所定の状態となったとき、一時金をお受取りいただけます。

お支払事由	お支払いする一時金
病気やケガにより、以下の①または②に該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき お支払い事由について詳しくは P.7	介護一時金 <b>20～200万円</b> (10万円単位で設定) 支払限度回数 保険期間を通じて1回

- 介護一時金特約と認知症一時金特約は、それぞれの特約の一時金額を通算して200万円までご加入いただけます。

## 介護にかかる初期費用

要介護状態の初期には、通常の介護費用以外にもさまざまな費用がかかります。

要介護状態になった場合に、通常の介護費用以外にかかる費用の目安

具体例	車いす	特殊寝台	移動用リフト
	6万円～50万円	15万円～50万円	20万円～(*)
	ポータブルトイレ	手すり	階段昇降機
	1万円～25万円	1万円～(*)	50万円～(*)

介護でかかった一時的な費用の合計

介護用品購入費

住宅改造費

介護に必要な初期費用の平均 **74万円**

出典：公益財団法人 生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」

公的介護保険では、住宅改修の費用が原則20万円(うち自己負担1割、所得が一定以上の第1号被保険者は自己負担2～3割)まで支給されます。

## 特約の保険料や給付金について

特約の保険料は健康還付給付金・死亡給付金の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

責任開始期・不担保期間・保障内容について、P.10～の契約概要を必ずご確認ください。



# 介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態について

下記①・②のいずれかに該当した場合、介護年金・介護一時金をお支払いします。

## 1 公的介護保険制度で要介護2以上と認定

公的介護保険が使えるのは、被保険者の年齢が40歳以上です。

被保険者の年齢	認定となる条件
65歳以上	要介護状態になった原因を問わず対象
40～64歳以下	要介護状態になった原因は下表の特定疾病に限定して対象
40歳未満	支払対象外(40歳未満は公的介護保険制度の対象外)

特定疾病				
・がん(*)	・初老期における認知症	・脊髄小脳変性症	・糖尿病性神経障害、	・慢性閉塞性肺疾患
・関節リウマチ	・進行性核上性麻痺、	・脊柱管狭窄症	・糖尿病性腎症及び	・両側の膝関節又は股関節に
・筋萎縮性側索硬化症	・大脳性基底核変性症及び	・早老症	・糖尿病性網膜症	・著しい変形を伴う
・後縦靭帯骨化症	・パーキンソン病	・多系統萎縮症	・脳血管疾患	・変形性関節症
・骨折を伴う骨粗鬆症	(パーキンソン病関連疾患)		・閉塞性動脈硬化症	

(\*)医師が一般に認められている知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り、

2023年9月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護年金・介護一時金のお支払事由の変更を行うことがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

公的介護保険制度の要介護認定の目安については [P.8](#) をご確認ください。

## 2 所定の要介護状態が180日を超えて継続

つぎの①または②いずれかの状態をいいます。

ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は要介護状態とはいいません。

① 常時寝たきり状態で、下記ア.に該当し、かつ、下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態







- ア.ベッド周辺の歩行が自分ではできない
- イ.衣服の着脱が自分ではできない
- ウ.入浴が自分ではできない
- エ.食物の摂取が自分ではできない
- オ.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人による介護を必要とする状態

要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

# 要介護度別の身体状態の目安について

介護を必要とする度合いに応じて、以下の7段階に分けられます。

	身の回りの世話 (入浴、衣服の着脱など)	立ち上がりや 立位保持、歩行など	食事や排せつ	問題行動や理解低下
<b>要支援1</b> 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある	立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支援を必要とすることがある	ほとんどひとりできる	—
<b>要支援2</b> 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態(*)	日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある	立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い		問題行動や理解の低下がみられることがある
<b>要介護1</b> 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態				
<b>要介護2</b> 軽度の介護を必要とする状態	衣服の着脱はなんとかできる	立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支援が必要 	何らかの介助を必要とすることがある	物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある
<b>要介護3</b> 中等度の介護を必要とする状態	全面的な介助が必要 	立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない	一部介助が必要	いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある
<b>要介護4</b> 重度の介護を必要とする状態		立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない 	食事にときどき介助が必要で、排せつには全面的な介助が必要	多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある
<b>要介護5</b> 最重度の介護を必要とする状態	日常生活を遂行する能力は著しく低下している	歩行や両足での立位保持はほとんどできない	一人でできない 	意思の伝達がほとんどできない場合が多い

(\*)適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる場合を指します。  
 (※)表内の状態はあくまでも目安であり、実際の介護認定は市区町村が総合的に決定するものです。したがって、実際に認定を受けた人の状態と一致しないことがあります。

出典：公益財団法人 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに東京海上日動あんしん生命にて作成

# 重要事項説明書

重要事項説明書には、  
ご契約前に必ずご確認ください  
大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。  
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。  
重要事項説明書には、複数の特約を記載していますので、ご契約後には、ご加入いただいている特約を保険証券にて  
ご確認のうえ、該当部分をご覧くださいませようをお願いいたします。

## 契約概要

P.10～P.16

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

あんしんねんきん介護R(介護年金保険(無解約返戻金型)健康還付特則 付加)

- 商品の特長・仕組み…………… P.10～P.11
- 主契約の保障内容…………… P.11～P.12
- 特約の保障内容…………… P.13～P.14
- その他ご確認ください事項…………… P.15～P.16

## 注意喚起情報

P.17～P.26

ご契約のお申し込みの際に、特にご注意ください事項を記載しています。

## その他の重要事項

P.27～P.28

ご契約のお申し込みの際に、ご確認ください事項を記載しています。

上記のほか、以下についても記載しています。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について……………P.28

# 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号等について  
商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社  
ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>  
東京海上日動あんしん生命カスタマーセンター  
☎ 0120-016-234  
受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます)

## 商品の特長・しくみ

### 1 あんしんねんきん介護Rの特長としくみ

#### 特長

- 介護が必要な所定の状態となった場合、生存している限り年金支払期間を通じて、毎年所定の年金額をお受け取りいただけます。
- 健康還付給付金支払対象期間が満了した場合、既払込保険料相当額が介護年金のお支払合計金額を上回るときは、その差額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます。  
(支払対象期間の満了前に死亡された場合、その差額を死亡給付金としてお受け取りいただけます。)

#### ご契約例

計算基準日：2024年1月4日

- ご契約年齢：50歳(男性)
- 年金の種類：有期年金
- 年金支払期間：10年
- 健康還付給付金の支払対象年齢：70歳
- 月払保険料(口座振替)：10,800円

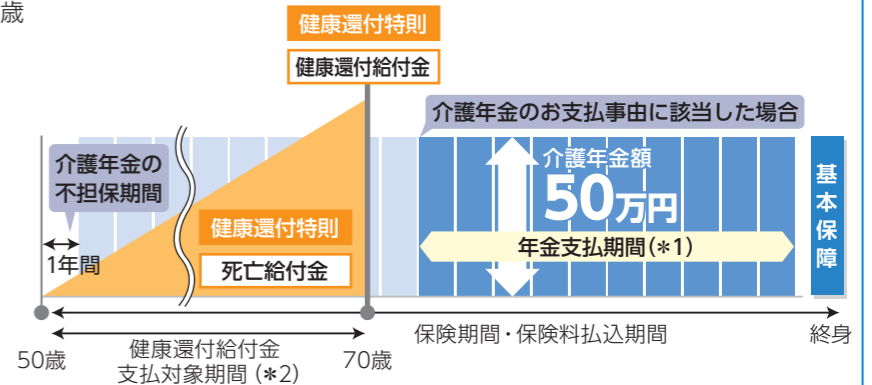
健康還付給付金・死亡給付金のお支払額について

$$\text{お支払額} = \text{既払込保険料相当額} - \text{介護年金の合計額}$$

(※) 健康還付給付金支払対象期間中に介護年金のお支払事由に該当した場合のお支払額は上記のとおりです。この結果、0円以下となるときは、給付金のお支払いはありません。

〈この保険の仕組みを概略的に示したイメージ図です。〉

- (※1) 生存している限り年金支払期間を通じて、介護年金を毎年お支払いします。
- (※2) 健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日までをいいます。



⚠ 健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申し込みいただける代わりに、介護年金の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間:1年間)

- 健康還付給付金支払日は、ご契約年齢に応じ、下記年齢の年単位の契約応当日となります。  
20歳～50歳の場合 → 70歳、 51歳～55歳の場合 → 75歳、 56歳～65歳の場合 → 80歳
- 健康還付給付金支払日以降も加入時と同額の保険料をお払い込みいただくことで、一生涯の介護保障が続きます。ただし、有期年金の場合、年金支払期間が満了したときは、認知症一時金特約が付加されている場合を除き、ご契約は消滅します。
- 健康還付給付金支払対象期間は、契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間となります。
- 主契約・特約の責任開始期についてはP.19「注意喚起情報」③「年金・一時金の保障は契約日の1年後の応当日から開始します」をご確認ください。



## 2 給付金のお支払いについて

責任開始期以後に、被保険者が病気やケガで公的介護保険制度の要介護2以上と認定された場合や要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定された場合等に介護年金をお支払いします。

被保険者が健康還付給付金支払日に生存されているときに健康還付給付金を、被保険者が健康還付給付金支払日の前日までに死亡されたときに死亡給付金をお支払いします。

健康還付給付金・死亡給付金は、既払込保険料相当額(各種特約を付加しないものとして計算します)から健康還付給付金支払対象期間中に支払われる介護年金を差し引いた金額となります(差し引き後の金額が0円以下になるときは、健康還付給付金・死亡給付金のお支払いはありません)。

## 主契約の保障内容

## 3 主契約の概要、年金額等について

年金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする年金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
基本保障	介護年金	介護年金額 生存している限り、年金支払期間を通じて毎年お支払いします	介護年金受取人	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護年金は、契約日の1年後の応当日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。</li> <li>責任開始期前の病気やケガを原因として介護が必要な所定の状態に該当した場合には、介護年金をお支払いできません。</li> <li>(※)この保険の責任開始期および不担保期間についての詳細は、注意喚起情報P.19およびP.25~P.26をご参照ください。</li> <li>対象となる要介護状態は、次のとおりです。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす介護が必要な状態をいいます。ただし、死亡した後や介護を必要としなくなった後は、要介護状態とはいいません。要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回介護年金のお支払事由に複数該当しても、介護年金は重複してお支払いしません。</li> <li>公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護年金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。</li> </ul>
	保険料払込みの免除	以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ①病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき ②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき	将来の保険料のお払込みを免除	—

年金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする年金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
健康還付特則	健康還付給付金	既払込保険料相当額 — 介護年金の合計額  この計算式の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。 支払限度回数 保険期間を通じて：1回	契約者	<ul style="list-style-type: none"> <li>既払込保険料相当額は、次の計算式により計算します。 「月払保険料相当額<sup>(*)</sup> × 健康還付給付金支払対象期間<sup>(**)</sup>の月数」 ただし、健康還付給付金支払対象期間中に第1回介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は次のとおりとします。 「月払保険料相当額<sup>(*)</sup> × 契約日からその日を含めて第1回介護年金の支払事由に該当した日までの月数<sup>(**)</sup>」</li> <li>介護年金の合計額は、健康還付給付金支払対象期間<sup>(**)</sup>中にお支払事由が生じたことにより支払われる介護年金<sup>(**)</sup>の合計額とします。</li> <li>(*)払込方法にかかわらず、月払・口座振替扱の1か月分の保険料とします。(特約の保険料は含みません。)</li> <li>(**)契約日からその日を含めて健康還付給付金支払日の前日までの期間をいいます。</li> <li>(***)1か月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。</li> <li>(****)特約の一時金は含みません。</li> </ul>
	死亡給付金	既払込保険料相当額 — 介護年金の合計額  この計算式の結果が0円以下となるときは、死亡給付金のお支払いはありません。	死亡給付金受取人	<ul style="list-style-type: none"> <li>既払込保険料相当額は、次の計算式により計算します。 「月払保険料相当額<sup>(*)</sup> × 契約日からその日を含めて被保険者が死亡した日までの月数<sup>(**)</sup>」 ただし、死亡する前に第1回介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は次のとおりとします。 「月払保険料相当額<sup>(*)</sup> × 契約日からその日を含めて第1回介護年金の支払事由に該当した日までの月数<sup>(**)</sup>」</li> <li>介護年金の合計額は、被保険者が死亡した日までに支払事由が生じたことにより支払われる介護年金<sup>(**)</sup>の合計額とします。</li> <li>(*)払込方法にかかわらず、月払・口座振替扱の1か月分の保険料とします。(特約の保険料は含みません。)</li> <li>(**)1か月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。</li> <li>(***)特約の一時金は含みません。</li> <li>健康還付給付金支払日以後は、死亡給付金のお支払いはありません。</li> </ul>

■ 年金の種類は、有期年金(年金支払期間は5年もしくは10年)または終身年金のいずれかをお選びいただけます。

■ 介護年金のお支払事由に該当した場合、将来の保険料をお払込みいただく必要はありません。

■ 有期年金の場合、年金支払期間が満了したときはご契約は消滅します<sup>(\*)</sup>。

(\*) 認知症一時金特約が付加されたご契約で、認知症一時金のお支払いがない場合を除きます。

# 特約の保障内容

## 4 付加できる特約の概要、一時金額について

### 〈付加できる特約の一覧〉

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。保障内容の詳細は、下記のページをご参照ください。

- 1 介護一時金特約 ..... P.13
- 2 認知症一時金特約 ..... P.14
- 3 指定代理請求特約 ..... P.14

### 〈特約の概要〉

#### 1 介護一時金特約

一時金の種類	お支払事由の概要	お支払いする一時金額	受取人
介護一時金	病気やケガにより、以下の①または②に該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき	介護一時金額 支払限度回数 保険期間を通じて1回	主契約の 介護年金 受取人

- 介護一時金特約は、主契約の契約日の1年後の応当日を責任開始期とし、その日から特約の保障を開始します。
- 責任開始期前の病気やケガを原因として介護が必要な所定の状態に該当した場合には、介護一時金をお支払いできません。  
(※)この特約の責任開始期および不担保期間についての詳細は、注意喚起情報P.19およびP.25～P.26をご参照ください。

■ 対象となる要介護状態は、次のとおりです。

「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす介護が必要な状態をいいます。ただし、死亡した後や介護を必要としなくなった後は、要介護状態とはいいません。要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

- 公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護一時金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 介護一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

## 2 認知症一時金特約

一時金の種類	お支払事由の概要	お支払いする一時金額	受取人
認知症一時金	病気やケガにより、初めて認知症と診断確定されたとき	認知症一時金額×90% 支払限度回数 保険期間を通じて1回	主契約の 介護年金 受取人
軽度認知障害一時金	病気やケガにより、初めて軽度認知障害と診断確定されたとき	認知症一時金額×10% 支払限度回数 保険期間を通じて1回	

- 認知症一時金特約は、主契約の契約日の1年後の応当日を責任開始期とし、その日から特約の保障を開始します。
- 責任開始期の前日までに認知症または軽度認知障害と診断確定された場合や、責任開始期前の病気やケガを原因として認知症または軽度認知障害と診断確定された場合には、この特約は無効となり、一時金をお支払いできません。  
(※)この特約の責任開始期および不担保期間についての詳細は、注意喚起情報P.19およびP.25～P.26をご参照ください。
- 対象となる認知症・軽度認知障害は、それぞれ次のとおりです。詳細は特約条項の別表をご参照ください。

認知症	脳内に後天的におこった器質的な病変または損傷により、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した約款所定の器質性認知症をいいます。
軽度認知障害	日常生活動作は自立しているものの、認知機能が低下し、認知機能領域の障害が認められる約款所定の軽度認知障害をいいます。

- 認知症・軽度認知障害の診断確定は、認知機能検査および画像検査により医師によってなされる必要があります。ただし、他の所見によって診断確定された場合、その根拠が合理的であると認められるときは、その診断確定を認めることがあります。
- 軽度認知障害一時金が支払われることなく認知症一時金のお支払事由に該当した場合には、認知症一時金とあわせて軽度認知障害一時金をお支払いします。
- 認知症一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

## 3 指定代理請求特約

- 年金・一時金等の受取人を被保険者とした場合、受取人が病気やケガにより年金・一時金等を請求する意思表示ができない等の事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として年金・一時金等を請求することができます。
- 指定代理請求人は、年金・一時金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。
  - ・被保険者の戸籍上の配偶者
  - ・被保険者の直系血族
  - ・被保険者の3親等内の親族
  - ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
  - ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方
- 指定代理請求人からのご請求に対して年金・一時金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても年金・一時金等をお支払いしません。



## その他ご確認いただきたい事項

### 5 お取り扱いについて

ご契約年齢	介護年金額	保険期間	保険料払込期間
20～65歳	20万円 30万円 50万円	終身	終身

年金支払期間	健康還付給付金の支払対象年齢	
	契約年齢	健康還付給付金の支払対象年齢
5年有期 10年有期 終身	20～50歳	70歳
	51～55歳	75歳
	56～65歳	80歳

- お申し込み時に医師の診査は不要です(告知のみでお申し込みいただけます)。
- 他にご契約がある場合や職業による制限がある場合、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取り扱いをいたします。
- 募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

### 6 保険料のお払い込みについて

払込期間	終身
払込方法	月払、年払
前納(*)する場合の払込期間	ご契約年齢に応じ、下記年齢までの前納 20歳～50歳の場合 → 70歳まで、51歳～55歳の場合 → 75歳まで、56歳～65歳の場合 → 80歳まで
払込経路	口座振替扱、クレジットカード払扱

(\*) 将来の年払保険料を所定の期間分まとめてお払い込みいただく払込制度で、割り引きがあります。ただし、特約を付加する場合は、お取り扱いできません。

- 契約日は、月払の場合は主契約の保険期間の始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は保険期間の始期と同日となります。月払で契約日特例をご選択いただいた場合、契約日は保険期間の始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店によって異なる場合があります。
- 健康還付給付金をお支払いした後も、終身にわたって保険料をお払い込みいただく必要があります(保険料の払込みが免除された場合を除きます)。

### 7 解約返戻金について

- この保険は、年金支払開始日前に限り解約することができます。
- 主契約の基本保障部分は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 健康還付特則は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・介護年金の支払額により異なります。
- ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。
- 健康還付特則のみの解約はできません。
- 認知症一時金特約・介護一時金特約の解約返戻金は以下のとおりです。
  - ・ 認知症一時金特約は、年金支払開始日の前日までは解約返戻金はありません。年金支払開始日以後の解約返戻金は認知症一時金額の10%です。
  - ・ 介護一時金特約は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(※) 上記にかかわらず、不担保期間中に解約された場合等には、基本保障および特約部分の責任準備金をお支払いします。

### 8 契約者配当について

この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

### 9 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

### 10 ご留意いただきたい点について

- 「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、年金・一時金等をお支払いできない場合があります。
- 健康還付給付金支払日以後には死亡給付金はありません(健康還付給付金支払日より前に死亡された場合でも、介護年金の支払額によっては、死亡給付金がまったくないことがあります)。
- 健康還付給付金をお支払いした後も、介護年金のお支払事由に該当しない限り、終身にわたって保険料をお払い込みいただく必要があります(保険料の払込みが免除された場合を除きます)。
- 実際のご契約内容(保険期間・年金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書・お手続き画面等の該当箇所をご確認ください。
- 三菱UFJ銀行では、超保険(\*)のお取り扱いはしていません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。

(\*) 「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。くわしくは、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## 1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料の領収日(指定口座に着金した日。第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みいただいた場合は、東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した日)**」のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、**郵便または東京海上日動あんしん生命ホームページ**でクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返します。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診査が終了した場合や債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

### 〈クーリング・オフのお申し出方法〉

- クーリング・オフのお申し出は郵便または東京海上日動あんしん生命ホームページで行うことができます。  
**【郵便でお申し出いただく方法】**
  - ご記入例にしたがって下記住所宛に郵送してください。
  - クーリング・オフは**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力が生じます。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号  
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

#### 【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

① 私は下記契約の申込みの撤回を行います。

② 申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ)

③ 住所 東京都××区〇〇〇〇

④ 電話番号 03-\*\*\*\*-\*\*\*\*

⑤ 証券番号 xxxxxxxxxxxx

⑥ 取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦ 保険料 □□□□円

⑧ 返金先口座 ○○銀行xx支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇

□座名義人 アンシン タロウ

⑨ クーリング・オフの理由(任意でご記入ください。)

お申込者(ご契約者)  
ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料をお払い込みいただいた場合のみご記入ください。またご契約者本人名義の口座に限ります。

#### 【東京海上日動あんしん生命ホームページでお申し出いただく方法】

- 東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)にお申出フォームを用意していますので、入力要領にしたがってお申し出ください。クーリング・オフは**入力内容の送信時**に効力が生じます。
- お申出フォームは、東京海上日動あんしん生命ホームページから「クーリング・オフ」で検索いただくか、「お客様への重要なお知らせ」等から遷移することができます。

### 〈クーリング・オフに関するご注意〉

- クーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフのお申し出の際に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、そのお申し出の際に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

## 2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、**健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。**

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、**保険販売資格をもつ募集人(三菱UFJ銀行の担当者)に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

### 告知の内容に応じたご契約のお引き受けについて

- この保険は、簡単な告知でお申し込みいただけるように、健康状態に関する告知を簡素化しています。告知書の質問事項の「はい」に該当する場合は、ご契約をお引き受けできません。また、保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

告知の内容が事実と相違する場合、**ご契約または特約を解除し、年金・一時金等をお支払いできないことがあります。**

### 〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期または復活日から2年以内であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- 保険期間の始期または復活日から2年を経過していても、年金・一時金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

### 〈年金・一時金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、年金・一時金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**年金・一時金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行うことはできません**(\*)。年金支払開始日前に解除した場合、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- (\*)ただし、年金・一時金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、年金・一時金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

### 〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取り消しを理由として、年金・一時金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

### ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申し込み後または年金・一時金等のご請求および保険料のお払い込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**



### 3 年金・一時金の保障は 契約日の1年後の応当日から開始します

- お申込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引き受けすることを決定)した場合、保険料の払込方法に応じて下表の日を契約日とし、契約日の1年後の応当日を責任開始期(ご契約上の保障を開始する日)とします。

保険料のお払込方法	契約日
月払	下記①または②のいずれか遅い時の翌月1日 <sup>(※1)</sup> ①告知の時 ②第1回保険料相当額のお払い込みが完了した時 <sup>(※2)</sup>
年払	下記①または②のいずれか遅い時の属する日 ①告知の時 ②第1回保険料相当額のお払い込みが完了した時 <sup>(※2)</sup>

なお、上表の①または②のいずれか遅い時を保険期間の始期といいます。

(※1)お申し出により契約日特例が適用される場合や、保険期間の始期から契約日の前日までの間に保険料払い込みの免除事由が発生した場合は、保険期間の始期の属する日を契約日とします。

(※2)第1回保険料相当額の払込方法に応じて、次の時をいいます。

第1回保険料相当額のお払込方法	第1回保険料相当額のお払い込みが完了した時
①東京海上日動あんしん生命の指定口座にお振り込みされる場合	指定口座に着金した時
②クレジットカードによりお払い込みされる場合	東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時

- 保険料払い込みの免除および健康還付特則の死亡給付金については、以上にかかわらず、保険期間の始期を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。
- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

### 4 第2回以後の保険料は、 払込期月内にお払い込みください

- 払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。**なお、この保険には自動振替貸付はありません。**

	払込期月(保険料をお払い込みいただく月)	払込猶予期間
月払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで

- 払込猶予期間内にお払い込みがないと、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)。**
- 失効したご契約でも、失効日から3か月以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払い込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります。**復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### 5 年金・一時金等がお支払いできない場合や、 保険料のお払い込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**年金・一時金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除ができません。**

- 免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により年金・一時金等の支払事由に該当したとき など)
  - ・責任開始期前に生じていた疾病や傷害を原因とする年金・一時金等のご請求の場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります。)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、年金・一時金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料はお返しいたしません)
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合(例:年金・一時金等を詐取する目的で事故を起こしたとき/ご契約者、被保険者または年金・一時金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合
- この保険(付加される特約を含みます)には、契約日から1年間の不担保期間があります。このため、不担保期間終了前の疾病や傷害により介護が必要な所定の状態に該当しても、年金・一時金のお支払いはいたしません。
- 認知症一時金特約は、次のいずれかに該当した場合、特約が無効となり、一時金のお支払いはいたしません。
  - ・不担保期間終了前に認知症または軽度認知障害と診断確定された場合
  - ・不担保期間終了前の疾病や傷害を原因として認知症または軽度認知障害と診断確定された場合
- 不担保期間についての詳細は、P.25~26「**12** 不担保期間に関する具体的なお取扱いについて」をご参照ください。

### 6 解約の際にはご注意ください

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
  - 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
  - この保険は、**年金支払開始日以前に限り解約することができます。**
  - 主契約の基本保障部分は、**保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
  - 健康還付特則は、**健康還付給付金支払日以前に限り解約返戻金があります。**解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・介護年金の支払額により異なります。
  - ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。
  - 健康還付特則のみの解約はできません。**
  - 認知症一時金特約・介護一時金特約の解約返戻金は以下のとおりです。
    - ・認知症一時金特約は、**年金支払開始日の前日までは解約返戻金はありません。**年金支払開始日以後の解約返戻金は認知症一時金額の10%です。
    - ・介護一時金特約は、**保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
- (※)上記にかかわらず、不担保期間中に解約された場合等には、基本保障および特約部分の責任準備金をお支払いします。

## 7 生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・年金額・一時金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額・年金額・一時金額等が削減されることがあります。**
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の**保険金額・年金額・一時金額等が削減されることがあります。**
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 8 ご契約の乗り換えはお客さまにとって 不利益になることがあります

保険契約の乗り換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
  - 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項
  - 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、**特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります**(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。
  - また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。(※)告知義務についての詳細は **P.18**「②最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください」をご参照ください。
  - 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、**保険金・給付金等のお支払いができません**(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
  - 新たな保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障のない期間が発生します。
    - がんを保障する主契約・特約:保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
    - 介護年金保険(無解約返戻金型)(付加される特約を含みます):契約日から1年間を不担保期間とします。
  - 新たな保険契約のお引き受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

### ● 其他のご注意事項

- 保険契約の乗り換えにあたっては、以上の内容に加えて、特に次の点にご確認ください。
  - 現在のご契約と新たなご契約とで保障内容等が異なる場合があります。
  - 保険料だけでなく、保障内容等のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保障内容等については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等により全般的にご確認ください。

## 9 税務のお取り扱いについて

- お払い込みいただく保険料は、その年の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。

(所得税の介護医療保険料控除額)

(住民税の介護医療保険料控除額)

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額	年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
80,000円を超えるとき	一律 40,000円	56,000円を超えるとき	一律 28,000円

一般の生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の控除限度額の合計は、所得税が120,000円、住民税が70,000円となります。

- 保険料の一部は、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象外となります。生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となる保険料は、この保険と同条件でご契約された場合の東京海上日動あんしん生命の健康還付特則が付加されていない介護年金保険(無解約返戻金型)の保険料相当額となります。実際の生命保険料控除額は東京海上日動あんしん生命からご案内する生命保険料控除証明書にてご確認ください。
- 年金・一時金等をお受け取りになる場合
  - 年金・一時金等の受取人が以下のいずれかに該当するときは、全額非課税扱となります。
    - 被保険者
    - 被保険者の配偶者もしくは直系血族
    - 被保険者と生計を一にするその他の親族
- 健康還付給付金をお受け取りになる場合

受取人	ご契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	
受取人は約款でご契約者に指定されています。	本人	本人	本人	所得税(一時所得) <sup>(*)</sup>

- 死亡給付金をお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) <sup>(*)</sup>
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

(\*)2013年1月1日から2037年12月31日まで、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課されます。  
(2023年1月現在の税制に基づく一般的なお取り扱いについて記載しています。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。)



## 10 年金・一時金等の請求の際はすみやかにご連絡ください

- 年金・一時金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり・約款」、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますので、ご確認ください。
- 年金・一時金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。年金・一時金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに東京海上日動あんしん生命保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命  
保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**  
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00  
土曜 9:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)


- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 年金・一時金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、その他の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 年金・一時金等の受取人を被保険者とした場合、受取人がご請求できない特別の事情があるときは、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求いただくことができます。

(※)健康還付給付金および保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者がご請求できない特別の事情がある場合、指定代理請求人がご請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

## 11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命  
カスタマーセンター

 **0120-016-234**  
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00  
土曜 9:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

- 東京海上日動あんしん生命へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。お客さまのご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

東京海上日動あんしん生命  
お客様相談コーナー

 **0120-630-077**  
受付時間 平日 9:00 ~ 17:00  
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会  
ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

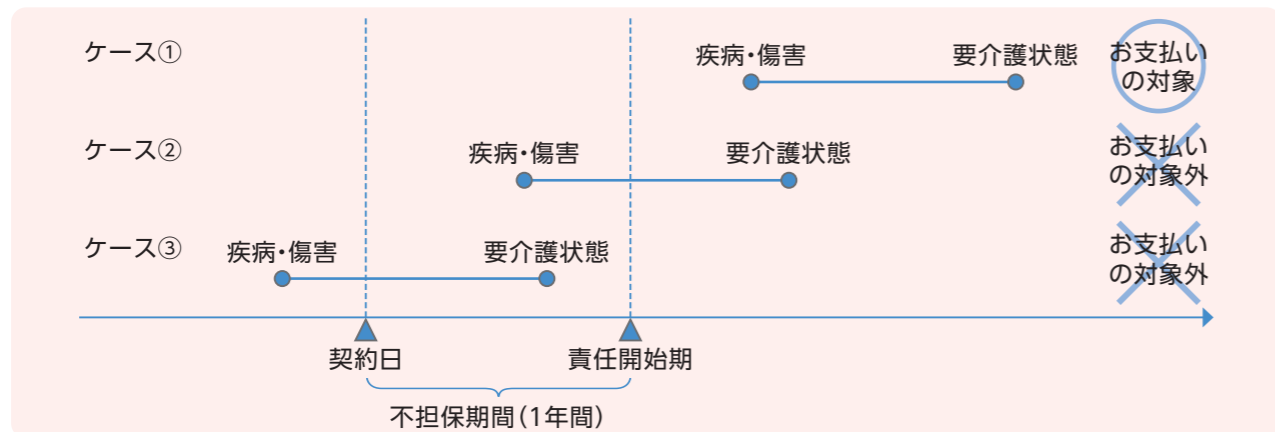
## 12 不担保期間に関する具体的なお取り扱いについて

- この保険(付加される特約を含みます。)は、健康状態に関する告知を簡素化している代わりに、契約日の1年後の応当日を年金・一時金の責任開始期(\*1)としており、**責任開始期前に生じた疾病または傷害を原因とする場合(\*2)は、年金・一時金をお支払いできません。**

(\*1)責任開始期についての詳細は、「3.年金・一時金の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。」(P.19)をご参照ください。

(\*2)ご契約の際の告知等により責任開始期前に疾病または傷害が生じていたことを東京海上日動あんしん生命が知っていた場合等を除きます。

### 【要介護状態の原因となった疾病・傷害の発生時期に応じたお取り扱い(例)】



- 上記にかかわらず、責任開始期前に告知の対象とならない疾病を発病していた場合(\*3)、責任開始期からその日を含めて2年経過後にその疾病の合併症を発症し、その合併症を原因として年金・一時金のお支払事由に該当したときは、年金・一時金のお支払対象となります。ここでいう「告知の対象とならない疾病」、「合併症」とは次のとおりです。

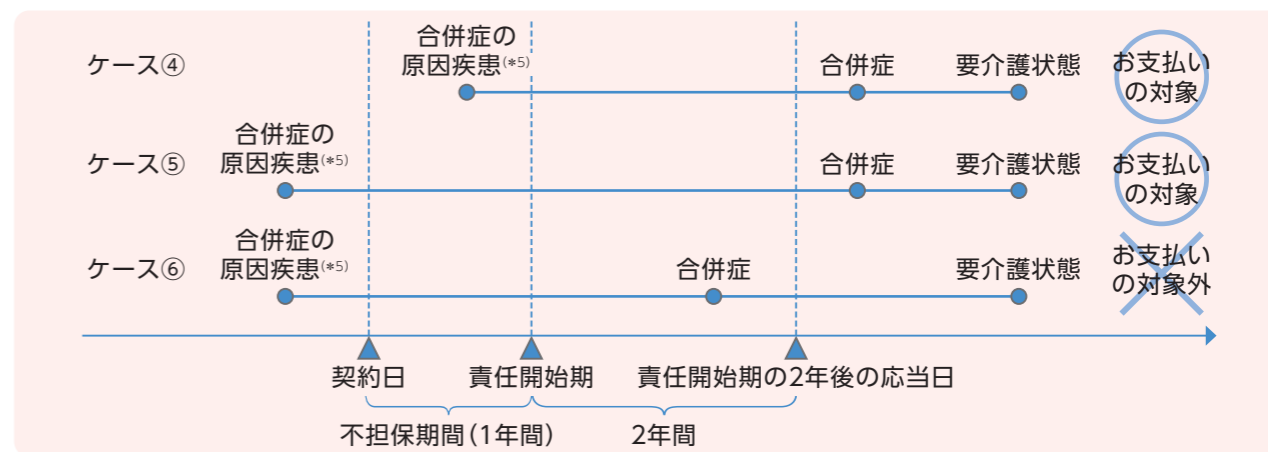
告知の対象とならない疾病	告知書の質問事項のうち、過去5年以内の医師による診察・検査・治療・投薬歴の対象となる疾病以外の疾病をいいます。
合併症	ある疾病が原因となって生じる別の疾病をいいます(*4)。例えば、糖尿病が原因となって生じる糖尿病腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障害等をいいます。

(\*3)責任開始期前に発病した疾病が次のいずれかに該当する場合は含みません。

- ①告知をした後、責任開始期前に、上記の質問事項の対象となる疾病を発病した場合
- ②その疾病について告知日の過去1年以内に入院・手術歴があり、告知書の質問事項に正しく回答しなかった場合

(\*4) **合併症の原因となった疾病と約款上同一の区分に属する身体部位に生じた疾病を除きます。**

### 【合併症を原因として要介護状態となった場合のお取り扱い(例)】



(\*5)告知の対象とならない疾病に限ります。

- 責任開始期前に疾病または傷害が生じていた場合でも、年金・一時金のお支払事由の原因となった責任開始期以後の疾病との因果関係が認められないときなどは、年金・一時金のお支払対象となります。年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合等についても、東京海上日動あんしん生命保険金請求受付専用ダイヤルにご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命  
保険金請求受付専用ダイヤル

0120-536-338  
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00  
土曜 9:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)



# その他の重要事項

お申し込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申し込みください。

## 個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ(\*)各社は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- |   |  |
|---|--|
| ①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること              | ③保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること   |
| ②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること | ④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること |

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、**当社ホームページ**(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

(\*)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答も含みます)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

### 〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、**当社ホームページ**(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

## 支払査定時照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等(\*)とともに、保険金・給付金等のお支払い等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等(\*)の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。
  - (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
  - (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
  - (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法(\*)各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

## Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について

### Web約款の特長

- ・「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- ・パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- ・読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探すことができます。

### Web約款の閲覧方法

#### STEP 1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 1 右記の画像を読み取ってください。



- 2 以下のURLを入力してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kinyu/mufg/>

- 3 「あんしん生命 Web約款」で検索のうえ、該当の金融機関のページに進んでください。

※東京海上日動あんしん生命ホームページのトップページから

Web約款 をクリックいただくことで参照できます。

#### STEP 2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

**お申込みをご検討中のお客様** を選択した後、該当する「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

**ご契約中のお客様** を選択した後、該当する「保険種類」および「ご契約日」(\*)を選択してください。

(\*)ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

〈閲覧の際のご留意事項〉

- ・「ご契約のしおり・約款」を閲覧・保存する際にかかる通信料は、お客さまのご負担となります。
- ・「ご契約のしおり・約款」は保存・印刷することができますが、お客さまのインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、お申し込みください。なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、お申し込み時に申込書またはお手続き画面の冊子ご希望欄を選択してください。後日、保険契約者さまへお送りいたします。※お申し込み後に「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は下記カスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命  
カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます)



# さまざまなサービスで、お客さまをサポートします!

認知症による資産凍結への備えをサポート

Web・電話サービス

ご契約者(\*)・被保険者およびそのご家族向け

## ファミトラ 家族信託組成サポートサービス

提供:株式会社ファミトラ

家族信託のご説明、提案、信託契約組成までを総合的にサポートします。また信託組成後も信託監督人としてご家族とともに、信託の運用をサポートいたします。家族信託組成サポートサービスの初期費用について、優待料金でご利用いただけます。

0120-294-067

受付時間 平日9:00~18:00  
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます)

家族信託組成サポートサービスについて詳しくは専用WEBサイトへ



※専用WEBサイトからはいつでも資料請求が可能です。

家族信託とは..

認知症になると定期預金の解約や自宅等不動産の売却・管理ができなくなるリスクがあります。家族信託は、こうした資産凍結への不安を抱く方が家族に資産を託し、その管理や処分を家族に行ってもらおう仕組みです。

## 脳の健康度チェック

Webサービス

提供:エーザイ株式会社

脳の反応速度・注意力等「脳の健康度」をチェックすることができるデジタルツールをご提供します。  
(※)疾病の予防や診断などを目的としたものではありません。

## 脳機能向上トレーニング

Webサービス

記憶力や注意力など脳機能の維持・向上を目的とした「脳機能向上トレーニング(脳を鍛えるトレーニング)」をご提供します。

(※)本トレーニングは医療行為を行うものではありません。



「脳トレ」で著名な川島隆太氏 監修

## カロママ プラス

アプリサービス

提供:株式会社リンクアンドコミュニケーション

簡単・気軽に健康管理ができる健康アドバイスアプリをご提供します。

ライフログ(食事・運動・睡眠)、健診結果を簡単に記録できます。

パーソナルAIコーチがタイムリーに、あなたの目標に合わせてアドバイスします。



介護に関する疑問や不安の解消をサポート

電話・訪問サービス

ご契約者(\*)・被保険者およびそのご家族向け

## 介護お悩み電話・訪問相談サービス

提供:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

0120-428-834 受付時間 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます)

### 電話相談サービス

介護に関するお悩みに専門の相談員がお電話で親身にお応えします。

### 訪問相談サービス

ケアマネジャー等が訪問し、ケアプランの骨子の作成またはケアプランに対するセカンドオピニオンをご提供します。  
(※)2回目以降のご利用については有料となります。



## 介護アシスト

提供:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

0120-428-834 受付時間 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます)

お電話にて、ご高齢者の生活支援や介護の相談ができます。また、ご高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご利用いただけます。

Webサービスとアプリサービスのご利用は専用ホームページから  
<https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/kaigo>

ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となる場合があります。また、ご利用にあたっては、専用ホームページの注意事項をご確認ください。

スマホはこちらから!



# あんしん生命のお客さまへの特別なサービス

2024年1月1日現在

ご契約者さま・被保険者さまおよびそのご親族(配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族)の方がご利用いただけます。

無料

サービス名	サービス内容	連絡先
Medical Note for 東京海上グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オンライン医療相談サービス 気になる症状や治療等について、Webで医療相談ができます。</li> <li>●病気・症状辞典サービス 病気や症状をWebで簡単に検索できます。</li> <li>●セカンドオピニオン予約サービス 各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約ができます。</li> <li>●医師・病院受診予約サービス 各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約ができます。</li> <li>●がん精密検査予約サービス 専門的な医療を提供している病院から選んでがん精密検査の受診の予約ができます。</li> </ul>	<p>専用ホームページ <a href="https://www.medical-note-tm.jp/signup">https://www.medical-note-tm.jp/signup</a> ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。専用ホームページの注意事項もご確認ください。</p>
人間ドック・脳ドック・がんPET検査 優待サービス	<p>人間ドック・脳ドック・がんPET検査を実施する全国の提携医療施設の中からお客さまのご希望に沿った施設のご紹介と予約を行います。当社のお客さま向け優待割引料金で受診することができます。 ※医療機関・検診内容によっては割引が適用されない場合があります。 ※人間ドック費用・脳ドック費用・がんPET検査費用はお客さまのご負担となります。</p>	<p>0120-633-877 &lt;受付時間&gt; 9:30~17:30 (土・日・祝日、8/12~16、12/29~1/5を除く)</p>
メディカルアシスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急医療相談 / 一般の健康相談 救急救命センターに勤務する現役の救急専門医と、豊富な臨床経験を有した看護師が、24時間365日「常駐」し、突然の発病やケガ、日常のおからだのお悩みなどについて電話での確にアドバイスします。</li> <li>●医療機関案内 夜間・休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関、女性医師のいる病院など、全国53万件のデータベースからお客さまのご要望に応じた医療機関を電話でご案内します。</li> <li>●予約制専門医相談 (事前予約制) 「病院に行く前に相談したい」「治療を続けているが不安がある」など、日頃のおからだの不調やお悩みに関して、様々な分野で高度な知識を有する専門医が電話でアドバイスします。</li> <li>●転院・患者移送手配 出張先などで急遽入院した救急病院から、ご自宅近くの病院に転院するときなど、民間救急車や航空機特殊搭乗手続など一連の手配を代行します。 ※転院などの実費はお客さま負担となります。</li> </ul>	<p>0120-363-992 &lt;24時間・365日&gt;</p>
デイリーサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法律・税務に関するご相談 身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でお応えします。</li> <li>●社会保険に関するご相談 公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士または弁護士が電話でお応えします。</li> <li>●暮らしの情報提供 グルメ・レジャー情報、マナー・冠婚に関する情報、各種スクール情報など、暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。</li> </ul>	<p>0120-285-110 &lt;受付時間&gt; 法律 10:00~18:00 税務 14:00~16:00 社会保険 10:00~18:00 暮らし 10:00~16:00 土・日・祝日、年末年始を除く</p>
がん専用相談窓口	<p>がんに関するさまざまなお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーが電話でお応えします。がんと闘う患者様とご家族の心の問題にも対応します。(事前予約制)</p>	<p>0120-363-992 &lt;24時間・365日&gt;</p>
がんお悩み訪問相談サービス	<p>ご契約者さま・被保険者さまががんと診断された場合に、専門の相談員が訪問し、お悩みをおうかがいします。不安やお悩みの原因について一緒に考え、お役に立てるような情報やツールをご提供します。(事前予約制)</p>	

※各サービスは予告なく変更・終了となる場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。

あんしん生命は保険金・給付金のお支払いだけでなく、病気の予防・早期発見から罹患後、日常生活のサポートまで総合的にお客さまにお役に立つ保険会社を目指しています。